

平和憲法の視点から

☆広島・沖縄・浜松

◆ウクライナ戦争の終息が見えない中、五月〜七月私たちの耳目に入ったこの地名から、何が見えてくるでしょうか？ 平和憲法の視点から考え訴えます。

(一) 広島サミットは核廃絶を宣言できなかった！

◆五月に被爆地広島で開かれたG7サミットに当初予定のなかったウクライナ・ゼレンスキー大統領が出席し、あたかも正義のサミットのようにでした。

◆五六万人が被爆し、十五万人が亡くなった広島で開かれたサミット、本当は核廃絶を約束する絶好のチャンスだったのではないのでしょうか？

◆しかしG7の首脳コミュニケ（声明）には、核兵器禁止条約も、核兵器の廃絶も、被爆者という言葉も出てきませんでした。核を持っている国は核を手放さない。他の国は核を持つなどということを承認したに過ぎませんでした。

(二) 沖縄慰霊の日・平安名秋さんの詩

◆六月二三日、沖縄は沖縄戦の二十万人の犠牲者（内九・五万人は民間人）を悼む「慰霊の日」を迎えました。慰霊式の中で、ほとんど沖縄でしか聞かれない名前の平安名さんの詩、「今 平和は問いかける」は、私たちの心を打ちます。

◆「摩文仁の丘に永遠に灯る平和の火は、今、私たちに問いかける、平和とは何かと」「涙に満ちたおばあさんの瞳は何を語りかけているのだろう・・・」

◆私たちは問いかけられています。沖縄に米軍基地を集中すること、沖縄の島々を軍備の島にすることは平和ですか、と。

(三) 浜松6・18大空襲、プラタナスは訴える

◆一九四五年二月頃から始まった米軍の浜松空襲は六月一八日大空襲となり、その日、中心地だけでも約一八〇〇人もの人が亡くなり、焼け野原となりました。

◆このとき、鍛冶町通りのプラタナスの街路樹のうち三本が奇跡的に生きのびました。その一本がJR浜松駅北口広場に移植され、猛暑の夏、市民に憩いの日陰を作っています。

◆戦後七十八年、このプラタナスは何を見つめ何を訴えているのでしょうか？。

☆この三つの地名が訴えるのは、「戦争で平和はつくれない、非軍備、戦争放棄を謳う日本国憲法こそ平和への道」だということではないでしょうか。

二〇二三年七月九日（日）護憲平和行進（通算677回目）
浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―五
★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合



日本国憲法 第二章 戦争の放棄〔戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認〕

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、
国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を
解決する手段としては、永久にこれを放棄する。